

レシピエント移植コーディネーター認定合同委員会規則

第1条(名称)本委員会をレシピエント移植コーディネーター認定合同委員会と称する。

第2条(目的)本委員会は、レシピエント移植コーディネーターの育成や認定を通して、社会に貢献することを目的とする。認定される資格は「認定レシピエント移植コーディネーター」とする。

第3条(事業)本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) レシピエント移植コーディネーター認定制度の整備など
- 2) レシピエント移植コーディネーターの認定、登録、更新など

第4条(委員会)日本移植学会(数名)、日本臨床腎移植学会(2名)、日本肝移植研究会(1名)、日本心臓移植研究会(1名)、日本肺および心肺移植研究会(1名)、日本膵・膵島移植研究会(1名)、日本小腸移植研究会(1名)、日本移植・再生医療看護学会(1名)、日本臓器保存生物医学会(1名)、その他の各学会・研究会(若干名)から推薦された委員をもって委員会を構成する。委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第5条(委員長)本委員会に委員長を1名おく。委員長は日本移植学会より推薦された委員の中から委員会において選任する。任期は2年とし、再任は妨げない。

第6条(業務)委員会は第3条1), 2)項の事業を行う。委員長が委員会の議長を務める。全委員の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。ただし、当該議事に関しあらかじめ文書で意思表示したものについては、これを出席とみなす。

第7条(実務部会)業務遂行のために書類審査実務部会と認定試験実務部会を設け、それぞれ実務部会長を1名おく。実務部会長は委員の中から選出するものとし、実務遂行上必要な部員を本委員会構成学会・研究会会員から任命する。任期は2年とし、再任は妨げない。

第8条(実務部会の業務)書類実務部会は書類審査に関する実務を行う。認定試験実務部会は認定試験における筆記試験問題の作成と筆記試験の実施ならびに面接試験に関わる実務を行う。

第9条(事務局)本委員会の事務局は日本移植学会事務局(以下、事務局と称する)に置く。

第10条(事務局の業務)書類審査や試験の実施に関連する事務作業ならびに本委員会に関わる経理は事務局が取り扱う。本委員会の予算および決算は日本移植学会監事の監査を経たうえで、日本移植学会理事会の承認を得なければならない。

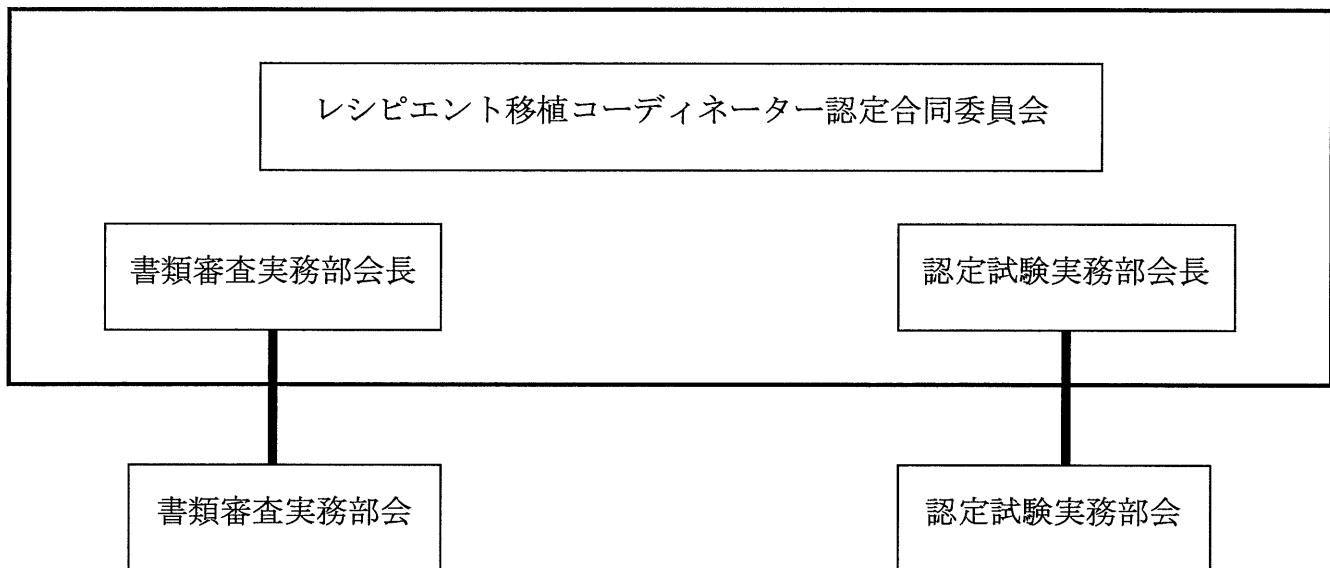
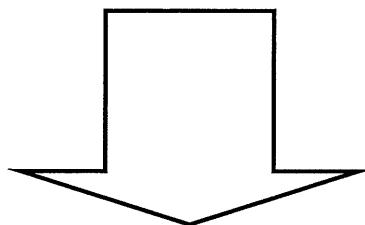
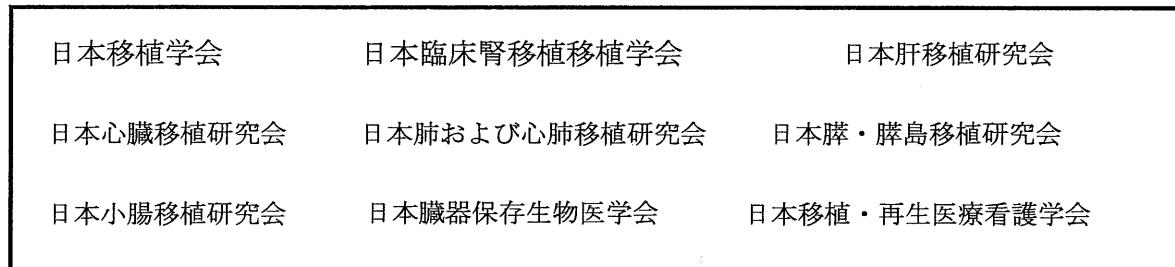
第11条(規則の変更)この規則の変更あるいは廃止については、委員会の議を経て、各学会・研究会に諮るものとする。

第12条(解散)本委員会の解散については、委員会の議を経て、各学会・研究会に諮るものとする。

附 則

1. この規則は合同委員会構成各学会・研究会の承認を経て平成 23 年 2 月 15 日(西暦 2011 年 2 月 15 日)より施行する。
2. 平成 24 年 3 月 1 日一部改定。

レシピエント移植コーディネーター認定合同委員会組織図



レシピエント移植コーディネーター認定合同委員会メンバー(平成 26 年 7 月 31 日現在)

推薦学会・研究会 (臓器)

委員長	剣持 敬	日本移植学会
副委員長	猪股裕紀洋	日本移植学会
書類審査実務部会長	渡井 至彦	日本移植学会(腎)
認定試験実務部会長	笠原 群生	日本移植学会(肝)
	穴澤 貴行	日本脾・脾島移植研究会(脾)
	上野 豪久	日本小腸移植研究会(小腸)
	大藤 剛宏	日本肺および心肺移植研究会(肺)
	岡田克典	日本臓器保存生物医学会(肺)
	北田 秀久	日本移植学会(脾)
	斎藤 和英	日本臨床腎移植学会(腎)
	澤 芳樹	日本移植学会(心)
	田村 純人	日本移植学会(肝)
	中川 健	日本移植学会(腎)
	林 優子	日本移植・再生医療看護学会(看護)
	福島 教偉	日本心臓移植研究会(心)
	野尻 佳代	日本移植コーディネーター協議会(レシピエント移植コーディネーター)
委員会事務局	伊藤 泰平	日本移植学会

2014.7.31

レシピエント移植コーディネーター認定合同委員会